

診療報酬の自主返還について

この度、当院の一部の診療において使用した特定保険医療材料については、「保険適用外」であることが判明いたしました。このため速やかに当該診療報酬の自主返還の手続きを開始し、該当する患者様には個別に説明を行ってまいります。

今後は院内における各種委員会（保険診療等検討委員会、倫理審査委員会など）を活用し再発防止や体制強化に努めてまいります。

患者様および関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

令和8年1月

独立行政法人国立病院機構柳井医療センター
院長 宮地 隆史